

石川県公報

平成 24 年 3 月 13 日

第 1 2 4 7 4 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		公 告	
一般競争入札の落札者等 (医療対策課)	1	牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査の実施 (同)	7
特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに当該地域に係る規制基準 (環境政策課)	2	牛伝達性海綿状脳症の検査の実施 (同)	7
工場等における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び当該地域に係る規制基準 (同)	2	豚のオーエスキー病の検査の実施 (同)	7
振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定 (同)	4	豚の豚流行性下痢及び伝染性胃腸炎の検査の実施 (同)	8
騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定 (同)	5	豚の豚コレラの検査の実施 (同)	8
騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定 (同)	5	高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの検査の実施 (同)	9
特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に係る区域の指定の一部改正 (同)	5	馬の馬伝染性貧血の検査の実施 (同)	9
特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準の一部改正 (同)	5	みつばちの腐そ病の検査の実施 (同)	9
牛の結核病の検査の実施 (農業安全課)	6	保安林の指定の解除 (森林管理課)	10
牛のブルセラ病の検査の実施 (同)	6	車両制限令に基づく道路の指定及び通行方法の決定 (道路整備課)	10
牛のヨーネ病の検査の実施 (同)	6		
		大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	11
		平成23年度後期技能検定合格者公告 (労働企画課)	11
		石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表 (水産課)	19

告 示

石川県告示第103号

WTO (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成7年条約第23号) の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成24年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
石川県立中央病院清掃等業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局経理課
金沢市鞍月東2丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成24年2月27日
- 落札者の名称及び所在地
太平ビルサービス株式会社
金沢市南町2番1号
- 落札金額
70,182,000円
- 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成24年1月17日

石川県告示第104号

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次のとおり指定し、同法第4条第1項の規定により、当該地域に係る時間及び区域の区分ごとの規制基準を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

なお、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに当該地域に係る規制基準(平成24年石川県告示第51号)は、平成24年3月31日限り廃止する。

平成24年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定地域

能美郡川北町、河北郡津幡町及び内灘町、羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町のうち、別添図面に着色した部分の地域

2 規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
	午前8時から午後7時まで	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	午後10時から翌日の午前6時まで
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

備考

- 1 第1種区域から第4種区域までの区域の区分は、指定地域の別添図面に次のように色分けして表示する。

区域の区別	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
色 別	赤	黄	桃	青

- 2 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

(「別添図面」は、添付を省略し、その図面を石川県環境部環境政策課及び関係町環境担当課において縦覧に供する。)

石川県告示第105号

悪臭防止法(昭和46年法律第91号。以下「法」という。)第3条の規定により、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出(漏出を含む。)を規制する地域(以下「規制地域」という。)を次のとおり指定し、法第4条第1項の規定により、当該規制地域に係る特定悪臭物質の種類ごとの規制基準を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

なお、工場等における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び当該地域に係る規制基準(平成24年石川県告示第52号)は、平成24年3月31日限り廃止する。

平成24年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 規制地域

次の表の左欄に掲げる町の区域のうち、同表の右欄に掲げる地域

町 名	規 制 地 域
1 河北郡内灘町	A 地域 別添図面に青色で着色した部分の地域
2 能美郡川北町、河北郡津幡町及び内灘町、羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町	B 地域 別添図面に赤色で着色した部分の地域

備考 別添図面は、添付を省略し、その図面を石川県環境部環境政策課及び関係町環境担当課において縦覧に供する。

2 法第 4 条第 1 項第 1 号の規制基準

特定悪臭物質の種類	大気中の濃度の許容限度 (大気における含有率)	
	A 地 域	B 地 域
アンモニア	100万分の 1	100万分の 2
メチルメルカプタン	100万分の0.002	100万分の0.004
硫化水素	100万分の0.02	100万分の0.06
硫化メチル	100万分の0.01	100万分の0.05
二硫化メチル	100万分の0.009	100万分の0.03
トリメチルアミン	100万分の0.005	100万分の0.02
アセトアルデヒド	100万分の0.05	100万分の0.1
プロピオンアルデヒド	100万分の0.05	100万分の0.1
ノルマルブチルアルデヒド	100万分の0.009	100万分の0.03
イソブチルアルデヒド	100万分の0.02	100万分の0.07
ノルマルパレルアルデヒド	100万分の0.009	100万分の0.02
イソパレルアルデヒド	100万分の0.003	100万分の0.006
イソブタノール	100万分の0.9	100万分の 4
酢酸エチル	100万分の 3	100万分の 7
メチルイソブチルケトン	100万分の 1	100万分の 3
トルエン	100万分の10	100万分の30
スチレン	100万分の0.4	100万分の0.8
キシレン	100万分の 1	100万分の 2
プロピオン酸	100万分の0.03	100万分の0.07
ノルマル酪酸	100万分の0.001	100万分の0.002
ノルマル吉草酸	100万分の0.0009	100万分の0.002
イソ吉草酸	100万分の0.001	100万分の0.004

3 法第4条第1項第2号の規制基準

特定悪臭物質の種類	流量の許容限度
アンモニア 硫化水素 トリメチルアミン プロピオンアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド ノルマルパレルアルデヒド イソパレルアルデヒド イソブタノール 酢酸エチル メチルイソブチルケトン トルエン キシレン	$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$ この式において、q、He及びCmは、それぞれ次の値を表すものとする。 q 流量(単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時) He 悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条第2項の規定により補正された排出口の高さ(単位 メートル) Cm 2の規制基準として定められた値(単位 百万分率) 補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。

4 法第4条第1項第3号の規制基準

特定悪臭物質の種類	工場その他の事業場から敷地外に排出される排出水の量	濃度の許容限度(排出水1リットル中のミリグラム)	
		A地域	B地域
メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.03	0.06
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.007	0.01
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.002	0.003
硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.1	0.3
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.02	0.07
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.005	0.02
硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.3	2
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.07	0.3
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.6	2
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.1	0.4
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.03	0.09

石川県告示第106号

振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

なお、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定(平成24年石川県告示第53号)は、平成24年3月31日限り廃止する。

平成24年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

能美郡川北町、河北郡津幡町及び内灘町、羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町のうち、別添図面に着色した部分の地域

(「別添図面」は、添付を省略し、その図面を石川県環境部環境政策課及び関係町環境担当課において縦覧に供する。)

石川県告示第107号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）の地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

なお、騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（平成24年石川県告示第54号）は、平成24年3月31日限り廃止する。

平成24年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

地域の類型を当てはめる地域

(1) 地域の類型Aを当てはめる地域

能美郡川北町、河北郡津幡町及び内灘町、羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町のうち別添図面に赤色で着色した部分の区域

(2) 地域の類型Bを当てはめる地域

能美郡川北町、河北郡津幡町及び内灘町、羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町のうち別添図面に黄色で着色した部分の区域

(3) 地域の類型Cを当てはめる地域

能美郡川北町、河北郡津幡町及び内灘町、羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町のうち別添図面に青色で着色した部分の区域

（「別添図面」は、添付を省略し、その図面を石川県環境部環境政策課及び関係町環境担当課において縦覧に供する。）

石川県告示第108号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表備考の規定により知事が定める区域を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

なお、騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定（平成24年石川県告示第55号）は、平成24年3月31日限り廃止する。

平成24年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 a 区域

騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（平成24年石川県告示107号。以下「告示」という。）

(1)の地域の類型Aを当てはめる地域

2 b 区域

告示(2)の地域の類型Bを当てはめる地域

3 c 区域

告示(3)の地域の類型Cを当てはめる地域

石川県告示第109号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に係る区域の指定（平成8年石川県告示第134号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに当該地域に係る規制基準（平成24年石川県告示第51号）」を「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに当該地域に係る規制基準（平成24年石川県告示第104号）」に改める。

石川県告示第110号

特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準（平成8年石川県告示第137号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

備考1中「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定（平成24年石川県告示第53号）」を「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定（平成24年石川県告示第106号）」に改める。

石川県告示第111号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛の結核病の検査を次のとおり実施する。

平成24年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予防（清浄性の確認）のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びその牛と同一施設内で飼育している牛
- 4 検査の方法
ツベルクリン検査（皮内注射法）

石川県告示第112号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛のブルセラ病の検査を次のとおり実施する。

平成24年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予防（清浄性の確認）のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びその牛と同一施設内で飼育している牛
- 4 検査の方法
凝集反応検査（急速凝集反応法）、酵素免疫測定法及び補体結合反応検査

石川県告示第113号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛のヨーネ病の検査を次のとおり実施する。

平成24年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予防（清浄性の確認）のため

2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第9条第2項第1号から第3号までに掲げる牛

4 検査の方法

予備的抗体検出法、酵素免疫測定法、ヨーニン検査及びリアルタイムPCR法による遺伝子検査

石川県告示第114号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査を次のとおり実施する。

平成24年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 実施の目的

発生予察のため

2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成24年6月1日から同年11月30日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている牛のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるワクチン未接種の未越夏の牛

4 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査

石川県告示第115号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、牛伝達性海綿状脳症の検査を次のとおり実施する。

平成24年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 実施の目的

感染牛の摘発及び地域における清浄性の確認のため

2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体

4 検査の方法

エライザ法

石川県告示第116号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、豚のオーエスキー病の検査を次のとおり実施する。

平成24年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予防（清浄性の確認）のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚
- 4 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査

石川県告示第117号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚の豚流行性下痢及び伝染性胃腸炎の検査を次のとおり実施する。

平成24年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予防（抗体保有状況の把握）のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
県外導入豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚
- 4 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査

石川県告示第118号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚の豚コレラの検査を次のとおり実施する。

平成24年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予防（清浄性の確認）のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚
- 4 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査

石川県告示第119号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの検査を次のとおり実施する。

平成24年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予察のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で100羽以上の家きんを飼養している施設において家畜保健衛生所長が必要と認める家きん
- 4 検査の方法
血清抗体検査（エライザ法及び寒天ゲル内沈降反応）及びウイルス分離検査

石川県告示第120号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、馬の馬伝染性貧血の検査を次のとおり実施する。

平成24年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予防（清浄性の確認）のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項第5号から第7号及び第9号に掲げる馬
- 4 検査の方法
寒天ゲル内沈降反応検査

石川県告示第121号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、みつばちの腐そ病の検査を次のとおり実施する。

平成24年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予防（清浄性の確認）のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されているみつばち全群

4 検査の方法

臨床検査、ミルクテスト及び細菌検査

石川県告示第122号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成24年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 解除に係る保安林の所在場所

河北郡内灘町字大根布り251の166、字宮坂ぬ365の22から365の34まで、字西荒屋へ72の5、72の6、字室る88の4、89の4、90の2、90の4、かほく市大崎レ127の9から127の11まで、夕149の7、149の8、ヨ198の18、白尾△2の31

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

1 解除に係る保安林の所在場所

河北郡内灘町字大根布り251の166、字宮坂ぬ365の22から365の34まで、字西荒屋へ72の5、72の6、字室る88の4、89の4、かほく市大崎レ127の9から127の11まで、夕149の8

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

石川県告示第123号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成24年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	倉部金沢線	白山市相川町2271の1地先から 白山市宮永町2096の1地先まで
"	松任宇ノ気線	白山市宮永町2096の1地先から 白山市旭丘1丁目8番地先まで

2 指定する期日

平成24年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- (1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方警戒措置 後方車両に対して十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上(又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

- (3) 道路情報の収集 道路状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

平成24年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト小松本店・JACK小松東店（Cゾーン）

小松市打越町イ27、イ212

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 100満ボルト小松店・ジャック小松打越店（Cゾーン）

小松市打越若杉地区土地区画整理事業地内

(変更後) 100満ボルト小松本店・JACK小松東店（Cゾーン）

小松市打越町イ27、イ212

3 変更の年月日

平成23年10月24日

4 変更する理由

店舗の名称変更および所在地の区画整理事業終了に伴う所在地表示の変更があったため

5 届出年月日

平成24年3月6日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済環境部商工労働課

7 届出等の縦覧期間

平成24年3月13日から同年7月13日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成24年7月13日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

平成23年度後期技能検定合格者公告

平成23年度後期技能検定に合格した者は、次のとおりである。

平成24年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

(特級)

金属熱処理

A甲0003

機械加工

A甲0001

A甲0002

A甲0003

A甲0018

B0004

B0008

仕上げ

A 甲 0 0 0 1	B 0 0 0 3	B 0 0 0 8		
機械検査				
B 0 0 0 1				
機械保全				
B 0 0 0 1	B 0 0 0 2			
電気機器組立て				
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	B 0 0 0 1	C 0 0 0 1	
半導体製品製造				
B 0 0 0 1				
建設機械整備				
A 甲 0 0 0 7	A 甲 0 0 0 9			
(1 級)				
さく井				
パーカッション式さく井工事作業				
A 甲 0 0 0 4	A 甲 0 0 0 5	C 0 0 0 3	C 0 0 0 5	
ロータリー式さく井工事作業				
A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 4	C 0 0 0 1	C 0 0 0 2	C 0 0 0 3
工場板金				
機械板金作業				
B 0 0 0 1				
数値制御タレットパンチプレス板金作業				
A 甲 0 0 0 1	B 0 0 0 1	B 0 0 0 2		
機械検査				
機械検査作業				
A 甲 0 0 0 9	A 甲 0 0 1 0	A 甲 0 0 1 3	A 甲 0 0 1 4	A 甲 0 0 1 6
A 甲 0 0 2 1	A 甲 0 0 2 2	B 0 0 0 1	B 0 0 0 2	C 0 0 0 1
C 0 0 0 3	C 0 0 0 4	C 0 0 0 5	C 0 0 1 4	C 0 0 1 5
機械保全				
機械系保全作業				
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 4	A 甲 0 0 0 7	A 甲 0 0 0 8	A 甲 0 0 1 4
A 甲 0 0 1 5	A 甲 0 0 1 7	A 甲 0 0 1 9	A 甲 0 0 2 0	A 甲 0 0 2 1
A 甲 0 0 2 2	A 甲 0 0 2 3	A 甲 0 0 2 5	A 甲 0 0 2 6	A 甲 0 0 2 7
A 甲 0 0 2 8	A 甲 0 0 2 9	A 甲 0 0 3 0	A 甲 0 0 3 2	A 甲 0 0 3 4
A 甲 0 0 3 5	A 甲 0 0 3 7	A 甲 0 0 4 3	A 甲 0 0 4 4	A 甲 0 0 4 5
A 甲 0 0 4 6	A 甲 0 0 4 8	A 甲 0 0 5 1	A 甲 0 0 5 2	A 甲 0 0 5 4
A 甲 0 0 5 5	A 甲 0 0 5 7	A 甲 0 0 5 8	B 0 0 0 3	B 0 0 0 4
B 0 0 0 7	B 0 0 0 9	B 0 0 1 0	B 0 0 1 2	C 0 0 0 1
C 0 0 0 2	C 0 0 0 3	C 0 0 0 5	C 0 0 0 6	C 0 0 0 8
電気系保全作業				
A 甲 0 0 0 2	C 0 0 0 8			
設備診断作業				
C 0 0 0 2				
電気機器組立て				
シーケンス制御作業				
A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 5	A 甲 0 0 0 7	
半導体製品製造				
集積回路チップ製造作業				
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 9	B 0 0 0 1

B 0 0 0 2	B 0 0 0 3	C 0 0 0 2	C 0 0 0 6	C 0 0 0 7
C 0 0 0 8	C 0 0 0 9	C 0 0 1 0	C 0 0 1 1	C 0 0 1 2
C 0 0 1 3				
集積回路組立て作業				
B 0 0 0 1	C 0 0 0 1	C 0 0 0 3	C 0 0 0 4	
プリント配線板製造				
プリント配線板設計作業				
B 0 0 0 1				
自動販売機調整				
自動販売機調整作業				
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 5			
時計修理				
時計修理作業				
A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3			
空気圧装置組立て				
空気圧装置組立て作業				
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 4	A 甲 0 0 0 5	A 甲 0 0 0 6
A 甲 0 0 0 7	A 甲 0 0 0 8	A 甲 0 0 0 9	C 0 0 0 1	
油圧装置調整				
油圧装置調整作業				
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 4	A 甲 0 0 0 5
A 甲 0 0 0 6	A 甲 0 0 0 7	A 甲 0 0 1 1	A 甲 0 0 2 1	A 甲 0 0 2 3
B 0 0 0 1	B 0 0 0 2	B 0 0 0 3	B 0 0 0 4	B 0 0 0 5
C 0 0 0 1	C 0 0 0 2	C 0 0 0 4		
農業機械整備				
農業機械整備作業				
A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 4	A 甲 0 0 0 5	A 甲 0 0 1 0
B 0 0 0 1	B 0 0 0 3			
冷凍空気調和機器施工				
冷凍空気調和機器施工作業				
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 1 0	A 甲 0 0 1 4	B 0 0 0 1
C 0 0 0 2	C 0 0 0 3	C 0 0 0 5		
和裁				
和服製作作業				
C 0 0 0 1	C 0 0 0 2	C 0 0 0 3		
帆布製品製造				
帆布製品製造作業				
A 甲 0 0 0 1				
パン製造				
パン製造作業				
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2			
建築大工				
大工工事作業				
A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 4	A 甲 0 0 0 5	A 甲 0 0 0 6	A 甲 0 0 0 7
A 甲 0 0 0 9	A 甲 0 0 1 2	A 甲 0 0 1 4	C 0 0 0 2	C 0 0 0 3
C 0 0 0 4				
かわらぶき				
かわらぶき作業				

A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 4	A 甲 0 0 0 5
A 甲 0 0 0 6	A 甲 0 0 0 8	B 0 0 0 1	B 0 0 0 3	C 0 0 0 1

配管

建築配管作業

A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 4	A 甲 0 0 0 5
A 甲 0 0 0 6	A 甲 0 0 0 8	A 甲 0 0 0 9	A 甲 0 0 1 0	A 甲 0 0 1 1
A 甲 0 0 1 2	A 甲 0 0 1 5	A 甲 0 0 1 7	A 甲 0 0 2 1	A 甲 0 0 2 2
A 甲 0 0 2 3	A 甲 0 0 2 9	B 0 0 0 2		

厨房設備施工

厨房設備施工作業

A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 4	A 甲 0 0 0 5
A 甲 0 0 0 6	A 甲 0 0 0 7			

型枠施工

型枠工事作業

A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 4	A 甲 0 0 0 6	B 0 0 0 1
B 0 0 0 2	C 0 0 0 3			

鉄筋施工

鉄筋組立て作業

A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 7	A 甲 0 0 0 8	A 甲 0 0 1 1	B 0 0 0 1
B 0 0 0 3	B 0 0 0 4	B 0 0 0 5	B 0 0 0 6	C 0 0 0 1

コンクリート圧送施工

コンクリート圧送工事作業

A 甲 0 0 0 1

防水施工

アスファルト防水工事作業

C 0 0 0 1

ウレタンゴム系塗膜防水工事作業

D 0 0 0 1

合成ゴム系シート防水工事作業

C 0 0 0 1

改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業

C 0 0 0 1	C 0 0 0 2
-----------	-----------

自動ドア施工

自動ドア施工作業

A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3	B 0 0 0 1
-------------	-------------	-------------	-----------

ガラス施工

ガラス工事作業

A 甲 0 0 0 1	C 0 0 0 1	C 0 0 0 2
-------------	-----------	-----------

機械・プラント製図

機械製図 C A D 作業

A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 4	A 甲 0 0 0 7	A 甲 0 0 0 9
A 甲 0 0 1 1	A 甲 0 0 1 2	A 甲 0 0 1 3	A 甲 0 0 1 7	A 甲 0 0 1 9
A 甲 0 0 2 0	A 甲 0 0 2 1	C 0 0 0 2	C 0 0 0 3	C 0 0 0 4
C 0 0 0 6	C 0 0 0 7	C 0 0 0 8	C 0 0 0 9	C 0 0 1 1
C 0 0 1 2	C 0 0 1 3	C 0 0 1 4	C 0 0 1 5	C 0 0 1 6
C 0 0 1 8	C 0 0 2 1	C 0 0 2 2	C 0 0 2 5	

電気製図

配電盤・制御盤製図作業

A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3	C 0 0 0 1	
塗装				
鋼橋塗装作業				
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	C 0 0 0 1	C 0 0 0 2	C 0 0 0 3
C 0 0 0 4	C 0 0 0 5	C 0 0 0 6		
噴霧塗装作業				
D 0 0 0 1				
舞台機構調整				
音響機構調整作業				
A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3	C 0 0 0 1	C 0 0 0 2	C 0 0 0 3
(単一等級)				
樹脂接着剤注入施工				
樹脂接着剤注入工事作業				
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 4	A 甲 0 0 0 5	A 甲 0 0 0 6
A 甲 0 0 0 7	B 0 0 0 1			
(2 級)				
さく井				
ロータリー式さく井工事作業				
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 4	
機械加工				
フライス盤作業				
D 0 0 0 1				
工場板金				
機械板金作業				
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 6	B 0 0 0 2	C 0 0 0 1
数値制御タレットパンチプレス板金作業				
C 0 0 0 1	C 0 0 0 2	C 0 0 0 3	C 0 0 0 4	
機械検査				
機械検査作業				
A 甲 0 0 0 4	A 甲 0 0 0 9	A 甲 0 0 1 0	A 甲 0 0 1 2	A 甲 0 0 1 9
A 甲 0 0 2 2	A 甲 0 0 2 5	A 甲 0 0 2 7	A 甲 0 0 2 9	A 甲 0 0 3 0
A 甲 0 0 3 6	A 甲 0 0 3 7	A 甲 0 0 3 9	A 甲 0 0 4 8	B 0 0 0 1
B 0 0 0 5	B 0 0 0 6	C 0 0 0 4	C 0 0 0 5	C 0 0 0 7
D 0 0 0 1				
機械保全				
機械系保全作業				
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 7	A 甲 0 0 0 9
A 甲 0 0 1 1	A 甲 0 0 1 4	A 甲 0 0 1 5	A 甲 0 0 1 6	A 甲 0 0 1 7
A 甲 0 0 1 9	A 甲 0 0 2 2	A 甲 0 0 2 5	A 甲 0 0 3 0	A 甲 0 0 3 3
A 甲 0 0 3 5	A 甲 0 0 4 0	A 甲 0 0 4 1	A 甲 0 0 4 2	A 甲 0 0 4 5
A 甲 0 0 4 6	A 甲 0 0 4 7	A 甲 0 0 5 1	A 甲 0 0 5 2	A 甲 0 0 5 4
A 甲 0 0 5 5	A 甲 0 0 5 7	A 甲 0 0 5 8	A 甲 0 0 6 2	A 甲 0 0 6 3
A 甲 0 0 6 7	A 甲 0 0 7 4	A 甲 0 0 7 7	A 甲 0 0 8 0	A 甲 0 0 8 3
A 甲 0 0 8 4	A 甲 0 0 8 5	A 甲 0 0 8 7	B 0 0 0 2	B 0 0 0 4
B 0 0 0 7	B 0 0 0 8	B 0 0 0 9	B 0 0 1 0	B 0 0 1 1
B 0 0 1 3	B 0 0 1 6	B 0 0 1 7	B 0 0 2 1	B 0 0 2 2
C 0 0 0 2	C 0 0 0 3	C 0 0 0 4	C 0 0 0 5	C 0 0 0 7
C 0 0 0 8	C 0 0 1 0	C 0 0 1 1	C 0 0 1 2	C 0 0 1 3

C 0 0 1 4	C 0 0 1 5	C 0 0 1 6	C 0 0 1 7	C 0 0 1 8
C 0 0 1 9	C 0 0 2 3			
電気系保全作業				
A 甲 0 0 0 6	A 甲 0 0 0 8	A 甲 0 0 1 9	A 甲 0 0 2 3	B 0 0 0 3
B 0 0 0 4	C 0 0 0 4	C 0 0 0 6	C 0 0 0 7	C 0 0 0 8
C 0 0 1 0	C 0 0 1 3	C 0 0 1 4	C 0 0 1 5	
設備診断作業				
C 0 0 0 1				
電気機器組立て				
シーケンス制御作業				
A 甲 0 0 0 1	C 0 0 0 1			
半導体製品製造				
集積回路チップ製造作業				
A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 8	A 甲 0 0 1 8	B 0 0 0 2	C 0 0 0 1
C 0 0 0 2	C 0 0 0 3	C 0 0 0 7	C 0 0 0 8	C 0 0 1 0
C 0 0 1 2	C 0 0 1 3	C 0 0 1 4	C 0 0 1 5	
集積回路組立て作業				
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 3	C 0 0 0 1	C 0 0 0 2	C 0 0 0 3
プリント配線板製造				
プリント配線板設計作業				
A 甲 0 0 0 1				
自動販売機調整				
自動販売機調整作業				
A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 5	A 甲 0 0 0 8		
空気圧装置組立て				
空気圧装置組立て作業				
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 4	A 甲 0 0 0 5
A 甲 0 0 0 6	A 甲 0 0 0 7	A 甲 0 0 0 8	A 甲 0 0 0 9	A 甲 0 0 1 0
A 甲 0 0 1 1	A 甲 0 0 1 2	A 甲 0 0 1 7	A 甲 0 0 1 8	A 甲 0 0 1 9
A 甲 0 0 2 0				
油圧装置調整				
油圧装置調整作業				
A 甲 0 0 0 7	A 甲 0 0 1 3	A 甲 0 0 1 6	A 甲 0 0 1 7	A 甲 0 0 2 5
A 甲 0 0 2 6	A 甲 0 0 2 9	A 甲 0 0 3 4	A 甲 0 0 3 5	A 甲 0 0 3 7
A 甲 0 0 4 3	A 甲 0 0 4 5	A 甲 0 0 4 8	A 甲 0 0 5 5	B 0 0 0 1
B 0 0 0 3	B 0 0 0 8	B 0 0 1 0	B 0 0 1 3	B 0 0 1 4
B 0 0 1 5	C 0 0 0 1	C 0 0 0 2	C 0 0 0 4	C 0 0 0 5
C 0 0 1 1	C 0 0 1 2			
農業機械整備				
農業機械整備作業				
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 4	A 甲 0 0 0 6	A 甲 0 0 0 7
A 甲 0 0 0 8	A 甲 0 0 0 9	A 甲 0 0 1 0		
冷凍空気調和機器施工				
冷凍空気調和機器施工作業				
A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 4	A 甲 0 0 1 1	A 甲 0 0 1 2	A 甲 0 0 1 5
B 0 0 0 2	B 0 0 0 3	C 0 0 0 2		
和裁				
和服製作作業				

A 甲 0 0 0 1	C 0 0 0 1				
帆布製品製造					
帆布製品製造作業					
A 甲 0 0 0 1	C 0 0 0 2				
パン製造					
パン製造作業					
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 3	B 0 0 0 1	C 0 0 0 2		
建築大工					
大工工事作業					
A 甲 0 0 0 1	B 0 0 0 1	D 0 0 0 1			
かわらぶき					
かわらぶき作業					
C 0 0 0 1					
配管					
建築配管作業					
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 6	A 甲 0 0 0 7	A 甲 0 0 1 3	
A 甲 0 0 1 6	A 甲 0 0 1 7	A 甲 0 0 1 9	A 甲 0 0 2 1	C 0 0 0 1	
鉄筋施工					
鉄筋組立て作業					
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 3				
コンクリート圧送施工					
コンクリート圧送工事作業					
A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 4			
防水施工					
アスファルト防水工事作業					
A 甲 0 0 0 1					
塩化ビニル系シート防水工事作業					
A 甲 0 0 0 1					
自動ドア施工					
自動ドア施工作業					
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3			
ガラス施工					
ガラス工事作業					
A 甲 0 0 0 1					
機械・プラント製図					
機械製図 C A D 作業					
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 8	A 甲 0 0 1 2	A 甲 0 0 1 3	
A 甲 0 0 1 5	A 甲 0 0 2 4	A 甲 0 0 2 5	B 0 0 0 2	B 0 0 0 3	
C 0 0 0 1	C 0 0 0 5	C 0 0 1 3	C 0 0 1 4	C 0 0 1 9	
C 0 0 2 0	C 0 0 2 1	C 0 0 2 2	C 0 0 2 4	C 0 0 2 7	
C 0 0 2 8	C 0 0 2 9	C 0 0 3 0	C 0 0 3 4	C 0 0 3 5	
電気製図					
配電盤・制御盤製図作業					
A 甲 0 0 0 2	B 0 0 0 1				
舞台機構調整					
音響機構調整作業					
A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 7				
(3 級)					

機械検査

機械検査作業

A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 4	A 甲 0 0 0 5
A 甲 0 0 0 6	A 甲 0 0 0 7	A 甲 0 0 0 8	A 甲 0 0 0 9	A 甲 0 0 1 0
A 甲 0 0 1 1	A 甲 0 0 1 2	A 甲 0 0 1 3	A 甲 0 0 1 4	A 甲 0 0 1 5
A 甲 0 0 1 6	A 甲 0 0 1 7	A 甲 0 0 1 8	A 甲 0 0 1 9	A 甲 0 0 2 0
A 甲 0 0 2 1	A 甲 0 0 2 2	A 甲 0 0 2 3	A 甲 0 0 2 4	A 甲 0 0 2 6
A 甲 0 0 2 8	A 甲 0 0 2 9	A 甲 0 0 3 0	A 甲 0 0 3 1	A 甲 0 0 3 2
A 甲 0 0 3 4	A 甲 0 0 3 5	A 甲 0 0 3 6	A 甲 0 0 3 7	A 甲 0 0 3 8
A 甲 0 0 3 9	A 甲 0 0 4 0	A 甲 0 0 4 1	A 甲 0 0 4 2	A 甲 0 0 4 4
A 甲 0 0 4 5	A 甲 0 0 4 6	A 甲 0 0 4 7	A 甲 0 0 5 0	A 甲 0 0 5 1
A 甲 0 0 5 2	A 甲 0 0 5 5	A 甲 0 0 5 6	A 甲 0 0 5 7	A 甲 0 0 5 8
A 甲 0 0 5 9	A 甲 0 0 6 0	A 甲 0 0 6 1	A 甲 0 0 6 2	A 甲 0 0 6 4
A 甲 0 0 6 5	A 甲 0 0 6 6	A 甲 0 0 6 7	A 甲 0 0 6 8	A 甲 0 0 6 9
A 甲 0 0 7 0	A 甲 0 0 7 1	A 甲 0 0 7 2	A 甲 0 0 7 3	A 甲 0 0 7 4
A 甲 0 0 7 5	A 甲 0 0 7 6	A 甲 0 0 7 9	A 甲 0 0 8 0	A 甲 0 0 8 1
A 甲 0 0 8 3	A 甲 0 0 8 8	A 甲 0 0 8 9	A 甲 0 0 9 0	A 甲 0 0 9 2
A 甲 0 0 9 3	A 甲 0 0 9 4	A 甲 0 0 9 5	A 甲 0 0 9 6	A 甲 0 0 9 7
A 甲 0 0 9 8	A 甲 0 1 0 0	A 甲 0 1 0 1	A 甲 0 1 0 3	A 甲 0 1 0 4
A 甲 0 1 0 5	A 甲 0 1 0 6	A 甲 0 1 0 8	A 甲 0 1 0 9	A 甲 0 1 1 0
A 甲 0 1 1 1	A 甲 0 1 1 2	A 甲 0 1 1 3	A 甲 0 1 1 4	A 甲 0 1 1 5
A 甲 0 1 1 6	A 甲 0 1 1 7	A 甲 0 1 1 8	A 甲 0 1 1 9	A 甲 0 1 2 0
A 甲 0 1 2 2	A 甲 0 1 2 3	A 甲 0 1 2 4	A 甲 0 1 2 5	A 甲 0 1 2 6
A 甲 0 1 2 7	A 甲 0 1 2 8	A 甲 0 1 2 9	A 甲 0 1 3 0	A 甲 0 1 3 1
A 甲 0 1 3 2	A 甲 0 1 3 3	A 甲 0 1 3 4	A 甲 0 1 3 5	A 甲 0 1 3 6
A 甲 0 1 3 7	A 甲 0 1 3 8	A 甲 0 1 3 9	A 甲 0 1 4 0	A 甲 0 1 4 1
A 甲 0 1 4 2	A 甲 0 1 4 3	B 0 0 0 1	B 0 0 0 2	B 0 0 0 3
B 0 0 0 5	C 0 0 0 1			

電気機器組立て

配電盤・制御盤組立て作業

A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 4	A 甲 0 0 0 5	A 甲 0 0 0 7
A 甲 0 0 0 8	A 甲 0 0 1 0	A 甲 0 0 1 1	A 甲 0 0 1 2	A 甲 0 0 1 3
A 甲 0 0 1 4	A 甲 0 0 1 5			

シーケンス制御作業

A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 4	A 甲 0 0 0 7
A 甲 0 0 1 0	A 甲 0 0 1 1	A 甲 0 0 1 2	A 甲 0 0 1 3	A 甲 0 0 1 4
A 甲 0 0 1 5	A 甲 0 0 1 6	A 甲 0 0 1 7	A 甲 0 0 1 8	A 甲 0 0 1 9
A 甲 0 0 2 0	A 甲 0 0 2 1	A 甲 0 0 2 2	A 甲 0 0 2 3	

時計修理

時計修理作業

A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3		
-------------	-------------	-------------	--	--

建築大工

大工工事作業

A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 4	A 甲 0 0 0 5
A 甲 0 0 0 6	A 甲 0 0 0 7	A 甲 0 0 0 8	A 甲 0 0 0 9	A 甲 0 0 1 0
A 甲 0 0 1 1	A 甲 0 0 1 2			

電気製図

配電盤・制御盤製図作業

A 甲 0 0 0 1

A 甲 0 0 0 2

A 甲 0 0 0 3

石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 4 条第 7 項の規定により、石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成 24 年 1 月 6 日公表）の一部を平成 24 年 3 月 5 日に変更したので、次のとおり公表する。

平成 24 年 3 月 13 日

石川県知事 谷 本 正 憲

変 更 項 目	変 更 前	変 更 後
第 1 種特定海洋生物資源の平成 23 年の管理の対象となる期間及び知事管理量	(3) ずわいがに 平成 23 年 7 月から平成 24 年 6 月まで 302 トン	(3) ずわいがに 平成 23 年 7 月から平成 24 年 6 月まで 472 トン

